

地方分権改革推進法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革（この法律の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであること。（第一条関係）

二 地方分権改革の推進に関する基本理念

地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、

もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。 (第

二条関係)

三 国及び地方公共団体の責務

1 国は、地方分権改革の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有すること。(第三条第一項関係)

2 地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有すること。(第三条第二項関係)

3 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有すること。(第三条第三項関係)

四 国と地方公共団体との連絡等

国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講

ずるものとする。 (第四条関係)

第二 地方分権改革の推進に関する基本方針

一 地方分権改革の推進に関する国の施策

国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。 (第五条関係)

二 財政上の措置の在り方の検討

国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、地方公共団体に対する国

の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。こと。（第六条関係）

三 地方公共団体の行政体制の整備及び確立

地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。こと。（第七条関係）

第三 地方分権改革推進計画

一 政府は、地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、地方分権改革推進計画を作成しなければならないこと。（第八条第一項関係）

二 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

（第八条第二項関係）

三 政府は、地方分権改革推進計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこと。

（第八条第三項関係）

第四 地方分権改革推進委員会

一 設置

内閣府に、地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。（第九条関係）

二 所掌事務

1 委員会は、地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。（第十条第一項関係）

2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができること。（第十条第二項関係）

三 組織

1 委員会は、委員七人をもって組織すること。（第十一条第一項関係）

2 委員は、非常勤とすること。（第十一条第二項関係）

四 委員の任命

委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

（第十二条関係）

五 委員の罷免

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができること。（第十三条関係）

六 委員の秘密保持義務

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とすること。（第十四条関係）

七 委員長

委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めること。（第十五条関係）

八 資料の提出その他の協力等

1 委員会は、必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意

- 見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。 (第十六条第一項関係)
- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができるものとする。 (第十六条第二項関係)
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。 (第十六条第三項関係)

九 事務局

- 1 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。 (第十七条第一項関係)
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置くこと。 (第十七条第二項関係)
- 3 事務局長は、委員長の名を受けて、局務を掌理すること。 (第十七条第三項関係)
- 十 政令への委任

この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第十八条関係)

第五 施行期日等

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失うものとする。こと。（附則第四条関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。